

平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会社名 北川ヒューテック株式会社

代表者名 代表取締役社長 北川 隆明

建設業法に基づく営業停止命令について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反行為により、国土交通省北陸地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関し、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社では、今回の処分を厳粛に受け止め、役職員一同、今後とも法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 営業停止の期間

平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 1 月 30 日までの 60 日間

以 上